



# 山形県公報

令和8年5月15日(金)  
第703号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……515
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……516
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……517
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 監査委員関係

#### 訓 令

- 山形県監査委員監査基準の一部を改正する訓令……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(警察本部) ……518

## 告 示

### 山形県告示第421号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、山形市東部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和8年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 伝 三 郎	山形市落合町184番地
同	伍 嶋 啓 三	同 669番地
同	森 谷 敏 正	同 大字風間308番地の4
同	齊 藤 栄 治	同 花楯二丁目19番37号
同	三 澤 孝 司	同 高原町898番地
同	会 田 正 美	同 千歳二丁目2番3号
同	古 瀬 和 弘	同 落合町1022番地
同	梅 津 克 彦	同 大字風間1222番地

同	原 田 正 昭	同	青柳519番地の1
同	設 楽 貞 二 郎	同	934番地
同	遠 藤 敏	同	落合町986番地の2
監 事	鈴 木 吉 哉	同	243番地
同	矢 田 目 金 谷	同	大野目町384番地
同	伊 藤 久	同	大字中里1番地

山形県告示第422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、山形市東部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和8年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 伝 三 郎	山形市落合町184番地
同	伍 嶋 啓 三	同 669番地
同	森 谷 敏 正	同 大字風間308番地の4
同	齊 藤 栄 治	同 花楸二丁目19番37号
同	三 澤 孝 司	同 高原町898番地
同	会 田 正 美	同 千歳二丁目2番3号
同	熊 谷 利 雄	同 大字青柳886番地
同	梅 津 克 彦	同 風間1222番地
同	原 田 正 昭	同 青柳519番地の1
同	設 楽 貞 二 郎	同 934番地
同	石 山 智	同 青野587番地
同	蔵 増 由 加 里	同 南一番町10番28号
監 事	鈴 木 吉 哉	同 落合町243番地
同	富 塚 達 夫	同 大字青柳458番地

同	石澤清喜	同	鈴川町一丁目5番26号
---	------	---	-------------

**山形県告示第423号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、因幡堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和8年5月15日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	齋藤 豪	鶴岡市越後京田字双見8番地

**山形県告示第424号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月15日

山形県知事 吉村美栄子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中 「舟形町舟形273番地の1」 を 「舟形町舟形325番地の1」 に改める。

**附 則**

この規程は、令和8年6月15日から施行する。

**監査委員関係**

**訓 令**

**山形県監査委員訓令第3号**

山形県監査委員事務局

山形県監査委員監査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月15日

山形県監査委員 加賀正和  
 山形県監査委員 小松伸也  
 山形県監査委員 柴田優  
 山形県監査委員 海老名信乃

**山形県監査委員監査基準の一部を改正する訓令**

山形県監査委員監査基準（令和2年3月山形県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「財政援助団体等監査」を「財政的援助団体等監査」に改め、同項第6号中「基金運用審査」を「基金運用状況審査」に改める。

第15条第1項中「財政援助団体等監査」を「財政的援助団体等監査」に改め、同条第4項中「基金運用審査」を「基金運用状況審査」に改める。

第16条第2項第3号中「財政援助団体等監査」を「財政的援助団体等監査」に、「財政援助団体等の」を「財政的援助団体等の」に改め、同項第6号中「基金運用審査」を「基金運用状況審査」に改める。

第17条第1項第1号中「財政援助団体等監査」を「財政的援助団体等監査」に改め、同項第5号「基金運用審査」を「基金運用状況審査」に改める。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

---

**公 告**

---

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量
  - (1) 運転免許証作成材料「運転免許証作成用カードベース」（900枚入り）188箱
  - (2) 運転免許証作成材料「運転経歴証明書作成用カードベース」（300枚入り）12箱
  - (3) 運転免許証作成材料「インクリボン」（2,000枚入り）86箱
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高揃1300番 電話番号023(655)2150
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年3月19日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
1の(1)から(3)までのそれぞれについて次のとおり。
  - (1) 475,200円（1箱当たり）
  - (2) 158,400円（1箱当たり）
  - (3) 154,000円（1箱当たり）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当